

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 14 回）

日時：令和 2 年 12 月 25 日（金）

午前 11 時 30 分～

場所：第二庁舎 4 階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（１）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料 1）

（２）年末年始の医療体制について（資料 2）

（３）年末年始における感染防止策の徹底について（資料 3）

（４）年末年始の相談体制について

- ・年末の中小企業等に対する相談体制について（資料 4）
- ・年末年始の生活相談受付体制等について（資料 5）

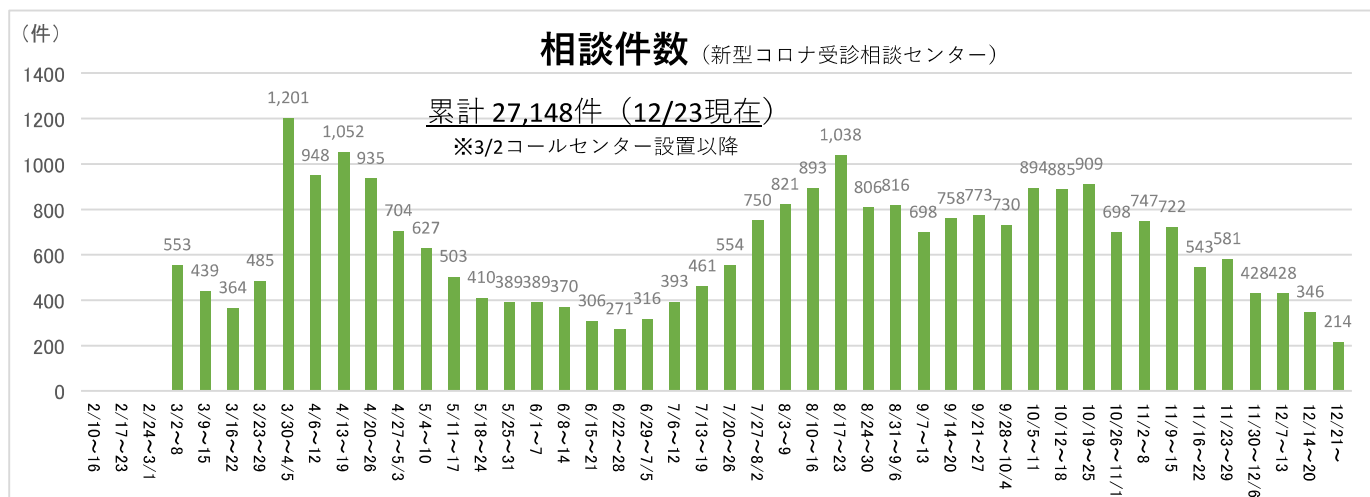
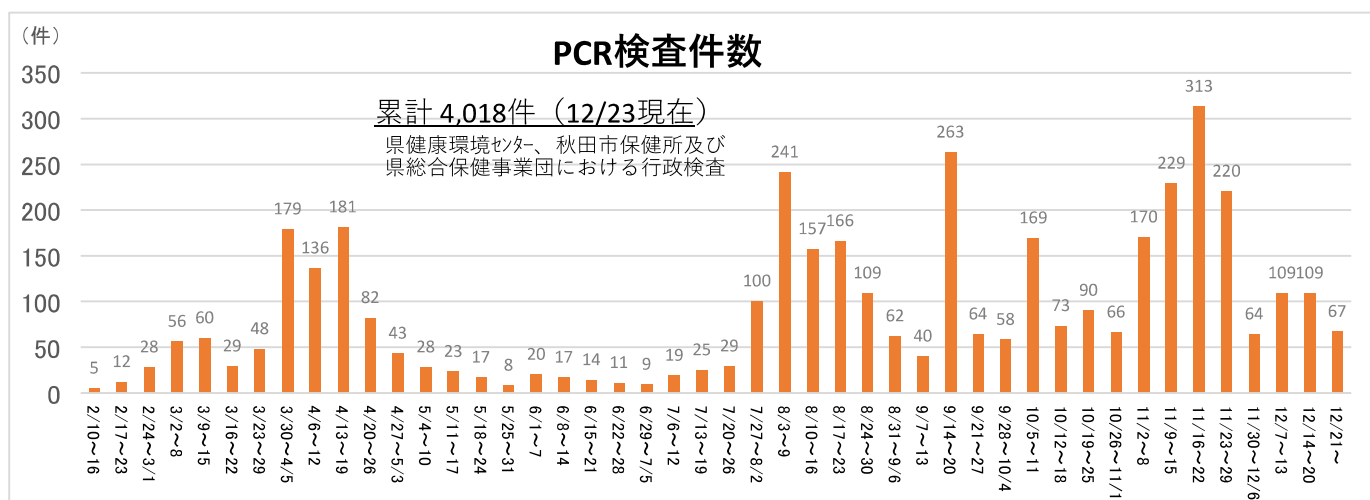
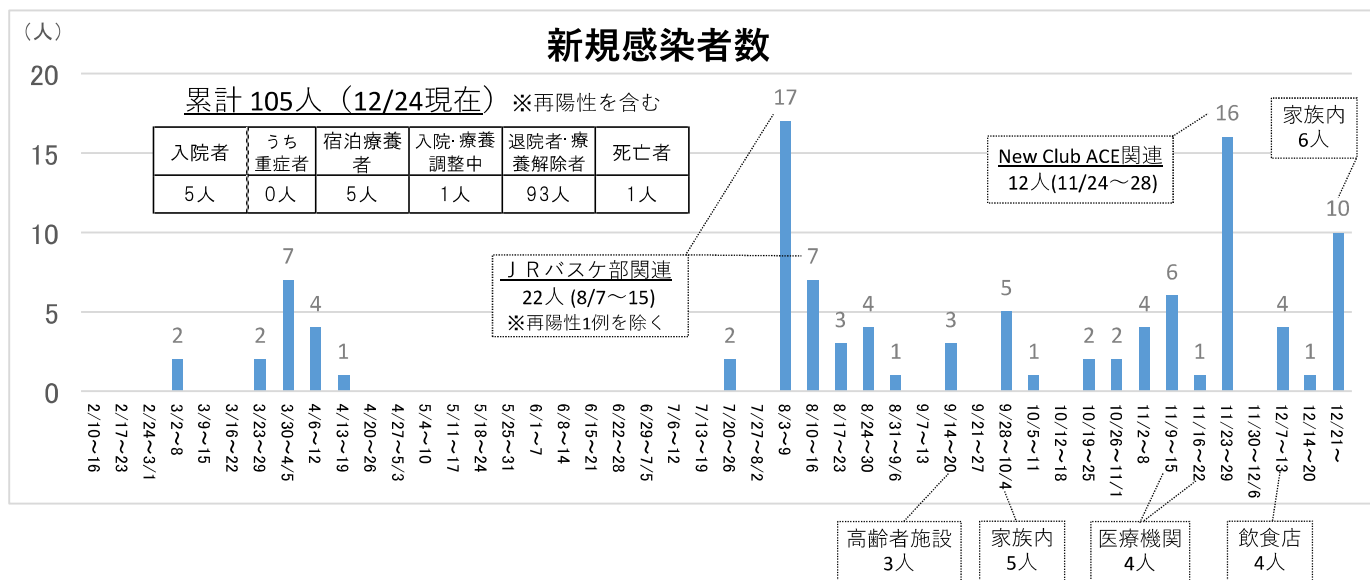
（５）その他

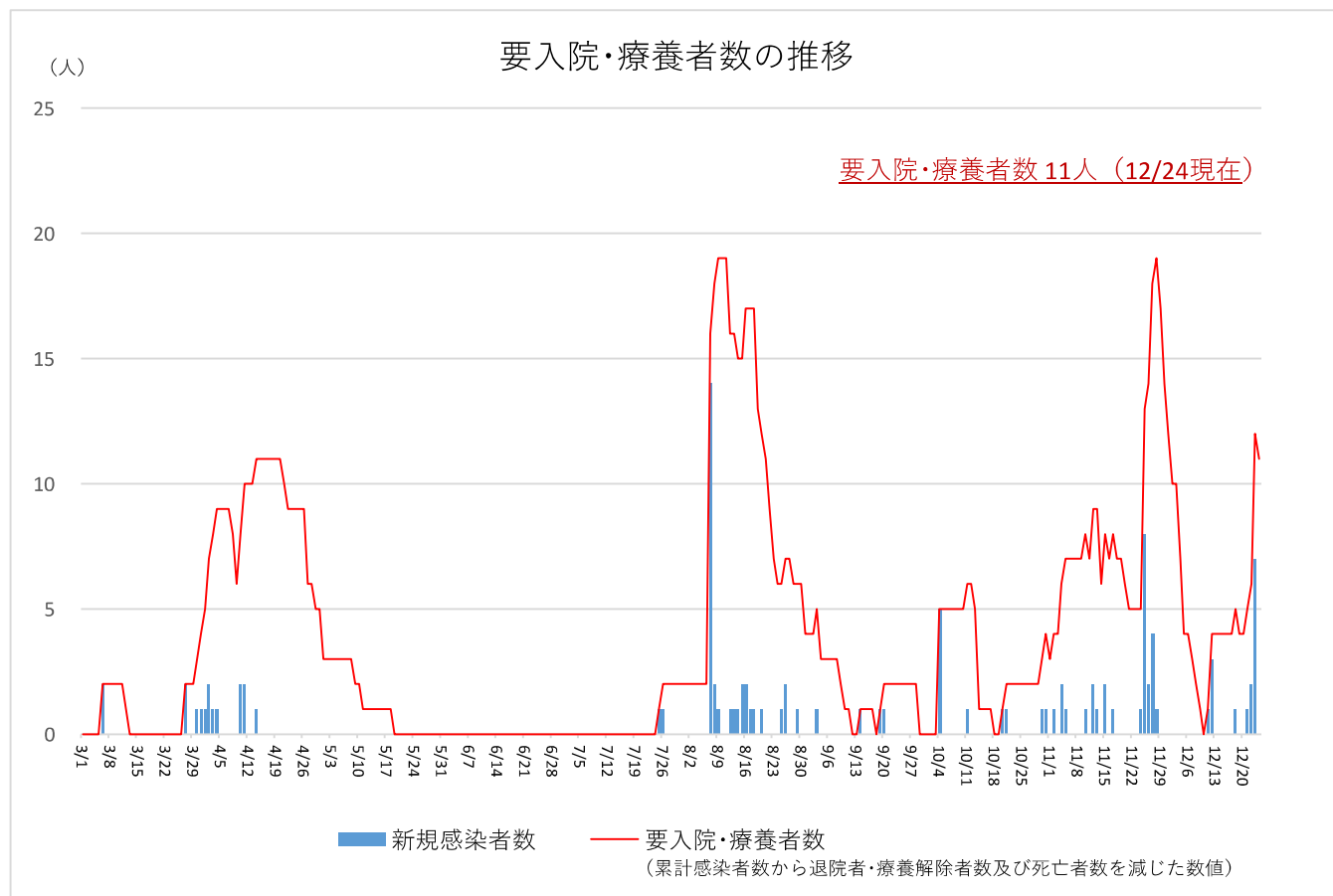
- ・年末年始の除雪体制について（資料 6）
- ・除排雪の安全対策の徹底について（資料 7）

3 知事指示

4 閉 会

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

令和2年12月25日
健康福祉部



入院病床及び宿泊療養施設の使用状況 (12/24現在)

(人、床・室)

入 院 病 床					宿泊療養施設		
入院者数 (うち重症) ① (②)	現在の 確保病床数 (うち重症者用) ③ (④)	病床使用率 (重症者用 [※] -ス) ①/③ (②/④)	最大確保 想定病床数 (うち重症者用) ⑤ (⑥)	病床使用率 (重症者用 [※] -ス) ①/⑤ (②/⑥)	療養者数 ⑦	現在の 確保居室数 (収容人員数) ⑧ (⑨)	居室使用率 (収容人員 [※] -ス) ⑦/⑧ (⑦/⑨)
5 (0)	53 (10)	9.4% (0.0%)	222 (24)	2.3% (0.0%)	5	58 (99)	8.6% (5.1%)

注) 上記のほか1人が入院・療養調整中

年代別 累計感染者数 (12/24現在)

(人)

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
3	8	32	15	17	8	13	4	4	105

注) 計には、非公表1人が含まれる。

管轄保健所別 累計感染者数 (12/24現在)

(人)

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
6	0	11	8	59	10	7	3	1	105

年末年始の医療体制について

令和 2 年 1 2 月 2 5 日
健 康 福 祉 部

1 救急・外来診療の体制

(1) 概況

- 例年、年末年始は、救急告示病院（全 2 6 病院）が通常の夜間休日と同様に救急診療を実施するほか、各地域において、休日夜間急患センターや郡市医師会での当番医、輪番制の当番病院により、救急医療体制を構築している。
- こうした救急告示病院等のほか、一定数の医療機関が新型コロナウイルス感染症の診療を行う見込み。
- 地域によっては、仮設診療所を年末年始に開設予定。

(2) 日別の状況

- 1 2 月 2 3 日現在で指定されている 2 2 6 施設の「診療・検査医療機関」に関しては、1 2 月 2 9 日は半数以上、3 0 日は 3 割以上が診療を行う予定。
- 1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日までの 4 日間は、救急告示病院などの救急医療体制をベースとした対応となる。

2 相談、検査及び入院受入体制

(1) 相談体制

- 発熱などの症状がある場合、年末年始の相談は「あきた新型コロナ受診相談センター」へ電話するよう、新聞広告等の広報により呼びかけを実施

新聞広告：1 2 / 3 0、1 2 / 3 1、1 / 1、1 / 3（6 紙）
テレビCM：1 2 / 3 0～1 / 3（毎日 3 回放送、3 社）
ラジオCM：1 2 / 3 0～1 / 3（毎日 3 回放送、2 社）

※同センターは、診療や検査が可能な医療機関を紹介（2 4 時間対応）

(2) 検査体制

- 県健康環境センター及び秋田市保健所での P C R 検査、医療機関における検査キットの活用等により、検査実施体制を確保

(3) 入院受入体制

- 入院・宿泊療養は、休日中の人員体制等を調整し、通常どおり体制を確保

【新聞広告】

新型コロナウイルス感染症

発熱の症状がある場合等

年末年始の相談は

あきた新型コロナ
受診相談センターへ
電話をしてください



24時間受付 **018-866-7050**

8:00~17:00(毎日) **018-895-9176**

8:00~17:00(毎日) **0570-011-567**

➤ **秋田県**

【テレビCM】

画面案（フリップ画面2枚）

新型コロナウイルス感染症

県民の皆さまへお願い



県外から帰省・訪問する方の
体調を十分に**確認**してください

➤ あきた新型コロナ受診相談センター 0570-011-567 (午前8時~午後5時)

秋田県 018-866-7050 (24時間 受付) 018-895-9176 (午前8時~午後5時)

新型コロナウイルス感染症

県民の皆さまへお願い



発熱などの症状がある場合
年末年始の相談先は
あきた新型コロナ受診相談センターへ

➤ あきた新型コロナ受診相談センター 0570-011-567 (午前8時~午後5時)

秋田県 018-866-7050 (24時間 受付) 018-895-9176 (午前8時~午後5時)

年末年始における感染防止策の徹底について

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 2 月 1 3 日の新聞広告や現在放送中のテレビコマーシャル等で感染防止策の徹底に関し注意を喚起しているが、現在、首都圏を中心に新規感染者数の増加が続いているほか、年の瀬を迎え人出や人の集まりが増えることから、感染の拡大を防止するため、「年末年始を静かに過ごすこと」について広告や県HPやSNSでの発信、駅や道の駅等への掲示、市町村・業界団体を通じた周知などにより改めて徹底を図る。

1 県外旅行の慎重な判断等について

- 新規感染者数の増加が継続・高止まりしている首都圏、中京圏、関西圏（以下「首都圏等」という。）との往来は、できるだけ避ける。
- その他の地域との往来に関しては、訪問先の都道府県が出しているメッセージや感染状況に注意し慎重に判断する。

2 帰省時の体調確認について

- 首都圏等からの帰省はできるだけ避けるほか、その他の地域からの帰省については体調を十分に確認し具合が悪い場合は見合わせるなど家族から連絡する。
- 帰省前は会食など感染につながるリスクは避け、移動の際はいつも以上に感染対策を徹底する。
- 帰省後も体調に注意し、帰ってすぐ集まりに参加することは控える（県民も帰省して間もない方への接触は控える）。
- 高齢者と接する際は、家庭内でもマスクを着用するなど特に気を付ける。

3 「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の徹底について

- 飲酒の有無や昼夜にかかわらず食事の場で感染が発生していることに留意し感染に気を付け、長時間にわたる飲食や集まりは避ける。
- 特に帰省客など普段接していない方との会食は十分に注意する。少しでも体調が悪い場合は参加しない。
- 飲食の際は食事に専念し、会話の際はマスクを着用する。大声を出さない。
- お酌・回し飲み・大皿のつつき合い、箸・マドラーなどの共用をしない。
- 感染防止策が不十分な状況でのカラオケは避ける。

4 初詣・年末年始の買い物などでの混雑の回避について

- 初詣や年末年始の買い物などは少人数で、ホームページ等で混雑状況を確認し日や時間をずらし、短時間で済ませる。
- 境内や福袋売場などでの密集を避ける。各施設は感染拡大予防ガイドラインを徹底するとともに、密集の発生を防止する措置や飲食時の感染防止に関する注意喚起を行う。

- 隣県でも感染が拡大しているので、隣県が生活圏となっている地域にあっては年末年始の買い物等の際に注意を怠らない。

5 帰省客などへの誹謗中傷の防止について

- 県外からの帰省を非難したりせず、帰省客を温かく迎える。
- 感染者やその家族、勤務先等への誹謗中傷やSNSによる拡散は絶対に行わない。
- 医療や感染症対策に携わる方々を偏見や差別でなく感謝の心をもって接する。

年末の中小企業等に対する相談体制について

令和 2 年 1 2 月 2 5 日
産 業 労 働 部

県と商工団体等の支援機関では、中小企業等を対象とした年末相談窓口を、1 2 月 2 9 日から 3 0 日まで設置し、資金繰りや経営等に関する相談に対応します。

団 体 名		電話番号	実施期間	
			12/29(火)	12/30(水)
秋田県企業活性化・雇用対策本部 (産業政策課)		018-860-2214	9:00~17:00	9:00~17:00
商工会議所	大館商工会議所	0186-43-3111	9:00~17:00	9:00~17:00
	能代商工会議所	0185-52-6342	8:30~17:30	9:00~17:00
	秋田商工会議所	018-866-6677	9:00~17:20	9:00~17:20
	大曲商工会議所	0187-62-1262	9:00~17:00	9:00~17:00
	横手商工会議所	0182-32-1170	8:30~17:00	8:30~17:00
	湯沢商工会議所	0183-73-6111	9:00~17:00	9:00~17:00
商工会連合会	北部支援センター	0186-67-8160	8:30~17:15	8:30~17:15
	中央部支援センター	018-863-8495		
	南部支援センター	0182-23-7020		
商 工 会	かづの	0186-22-0050	8:30~17:15	8:30~17:15
	北秋田市	0186-62-1850		
	大館北秋	0186-55-0406		
	上小阿仁村	0186-77-3109		
	二ツ井町	0185-73-2953		
	三種町	0185-83-3010		
	藤里町	0185-79-1529		
	白神八峰	0185-77-3161		
	男鹿市	0185-24-4141		
	湖東3町	018-852-3460		
	潟上市	018-877-3456		
	河辺雄和	018-882-3523		
	由利本荘市	0184-23-8686		
	にかほ市	0184-38-3350		
	仙北市	0187-54-2304		
	大仙市	0187-75-1041		
	美郷町	0187-84-0560		
	よこて市	0182-42-0406		
	ゆざわ小町	0183-42-2163		
	羽後町	090-2368-2095		
	東成瀬村	0182-47-2151		
秋田県信用保証協会		018-863-9011	9:00~17:10	9:00~17:00
(公財)あきた企業活性化センター		018-860-5610	9:00~17:00	9:00~17:00

年末年始の生活相談受付体制等について

令和 2 年 1 2 月 2 5 日
健 康 福 祉 部

1 生活相談窓口の開設状況 (箇所数)

区分	12/29～1/3の全日	12/29～1/3の一部	緊急時対応
市町村	0	1	2 4
市町村社会福祉協議会	4	4	1

※緊急時対応は、東成瀬村では社協が窓口となっていることから、25市町村すべてで対応できる体制となっている。

(緊急時対応)

- * 宿日直職員からの担当職員等への連絡
- * 代表電話から対応担当職員への転送
- * 警備会社から担当職員等へ連絡

※県福祉事務所（北・山本・中央・南）でも緊急時は担当職員に連絡する体制となっている。

2 緊急生活相談窓口の設置

県では、年末年始の緊急生活相談について、市町村担当につなぐため、次のとおり電話窓口を設置する。

- 期 間：12/29～1/3
- 時 間：午前9時～午後4時
- 電話番号：018-860-1342

3 セーフティネットの広報

- 新聞広告：12/19、20（7紙）
- テレビCM：12/31まで（毎日3回放送、3社）
- SNS：Twitter、Facebook、LINEで適宜投稿

【新聞広告】

“新型コロナ”の影響で、 生活の悩みを抱える方へ

一人で悩まず、まずはご相談ください / 詳細は県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご確認ください

休業や失業で収入が減り、生活に不安を抱えていませんか、コロナ禍のピンチを乗り切るために、特例貸付や給付金などの支援制度を利用するのも一つの方法です。一人で悩まず、窓口にご相談ください。

生活費にお困りの方には

一時的な資金が必要な方 **緊急小口資金**

対象者 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限 20万円以内(学校の休業、個人事業主等の特例に該当する場合)

生活の立て直しが必要な方 **総合支援資金(生活支援費)**

対象者 収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限 2人以上世帯 月20万円以内
単身世帯 月15万円以内

「緊急小口資金」「総合支援資金(生活支援費)」の
申請受付期間は **令和3年3月末**までです。

相談窓口 市町村の社会福祉協議会

ひとり親世帯の方には

収入の少ないひとり親世帯 **ひとり親世帯臨時特別給付金**

対象者 基本給付の場合
(1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
(2) 公的年金給付等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止された方
(3) 家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給した方と同水準となった方

追加給付の場合
基本給付対象の(1)(2)に該当する方のうち、家計が急変し、収入が大きく減少した方

給付内容 基本給付… ①1世帯5万円 ②2子以降1人につき3万円
※令和2年12月11日時点で、既に基本給付の支給を受けている方には、同額を再支給します。(申請は不要です)
追加給付… 1世帯6万円

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
申請受付期間は **令和3年2月26日(金)**までです。

相談窓口 市町村の児童福祉担当課(申請・相談)

※最新の情報については、県公式ホームページ等を併せてご確認ください。

お問合わせ先 秋田県 地域・家庭福祉課
TEL:018-860-1342

【テレビCM】

秋田県からのお知らせ

生活の悩みを抱える方へ

新型コロナウィルス感染症の影響で

生活の立て直しが 必要な方

【貸付上限】

- 月20万円以内 (2人以上世帯)
- 月15万円以内 (単身世帯)

(貸付期間) 1年以内 (貸付利率) 10%以内 (返済開始) 貸付日から1ヵ月以内
(※貸付利率の適用期間は2020年12月31日まで)

年末年始の除雪体制について

R 2 . 1 2 . 2 5
建 設 部

1. 県内の降雪状況・・・別紙

2. 大雪への対応

1) 道路除排雪の状況

- ・平鹿・雄勝管内を中心に、先週からの降積雪により道幅が狭くなっている箇所があるが、随時、拡幅除雪及び排雪作業を実施。

2) 道路利用者への注意喚起

- ・降雪期前に道路脇に冬用の注意看板を設置。
（「路面凍結注意」、「スリップ注意」、「チェーン装着」等）
- ・大型車のスタックにより国道 1 0 7 号が通行止めとなる事象があったことから、トラック協会に対して、冬用タイヤやチェーンの装着の徹底を依頼。
- ・一般の道路利用者に対しても、道路情報板で「スタック注意」等の表示を行い、注意喚起。

3) 雪道に関する情報提供

- ・県のHP「あきたのみち情報」で、県内主要地点のライブカメラの画像や路面状態等の情報を提供。
- ・高速道路や直轄国道の情報についても、NEXCOや国土交通省等の各管理者で、HPにより情報提供。

4) 除雪体制

- ・年末年始に限らず、災害発生や異常事態に対応できるように、24時間出動できる体制を取っている。
- ・直轄の河川国道事務所や市町村など、他の道路管理者等と連絡・協力体制の強化を図り、連携して対応していくことにしている。
- ・今般の降雪状況を踏まえ、県発注工事の受注者が地域の除排雪作業に優先的に取り組むことができるよう、必要に応じて、工事の一時中止や工期の延長等、柔軟な対応に努めることを発注機関や事業者団体等に対して通知した。

県HP『あきたのみち情報』

<http://road.pref.akita.lg.jp/modules/tinyd0/>

あさひの みち情報

▶道路に異常を見つけたら? #99
▶道に関する相談は? 連絡先

通行規制-道路状況

▶通行規制情報
通行規制区間
通行不能区間
冬期閉鎖路線

▶道路状況
ライブカメラ一覧

緊急
現在は
現在、緊急
トピックス
2020年
2017年
通行規制
規制

関連機関

秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所
能代河川国道事務所
NEXCO 東日本
各市町村

県内道路管理
ログインページ
アサヒ秋田

通行規制情報【全面表示】
☐ 通行規制を表示する

秋田県全域へ

秋田県道路状況

【横手市 山内黒沢 R107低 国道107号その1】付近
2020年 12月22日 15時00分現在の画像

各管理者のHPへのリンク

NEXCO東日本HP

<http://www.driveplaza.com/traffic/camera/>

12月23日 9時30分現在の画像

E4 東北

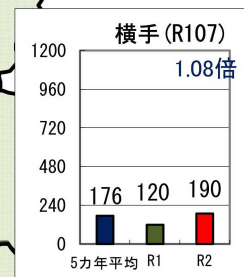
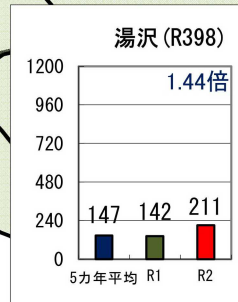
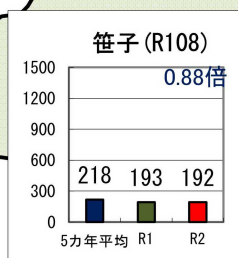
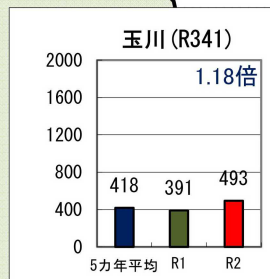
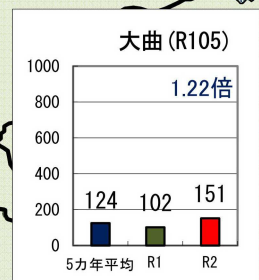
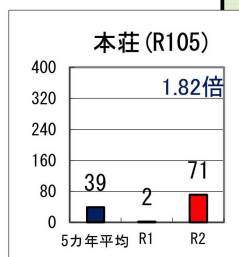
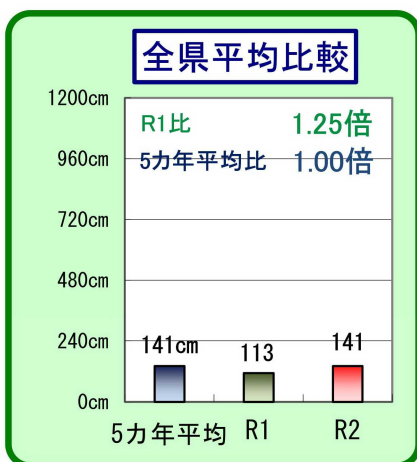
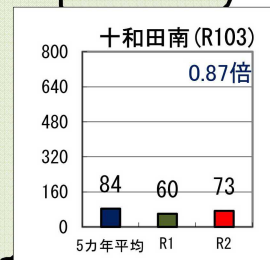
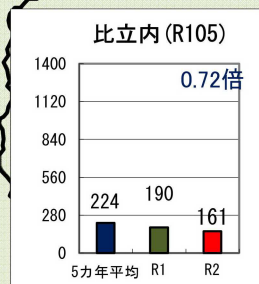
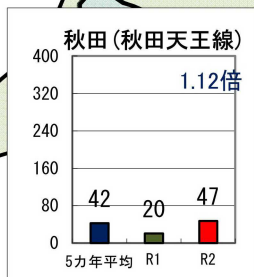
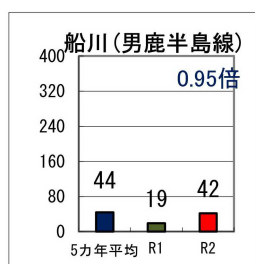
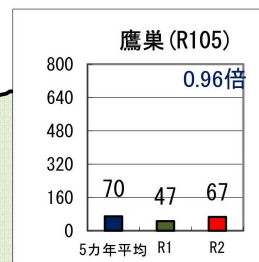
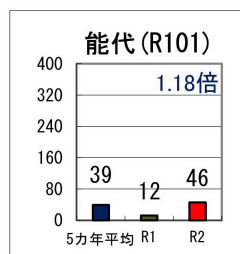
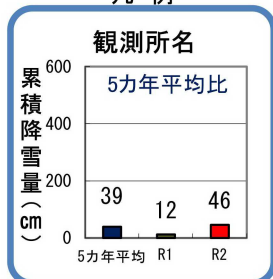
湯田IC ~ 横手IC

主な観測地点における累積降雪量の過去5カ年平均との比較

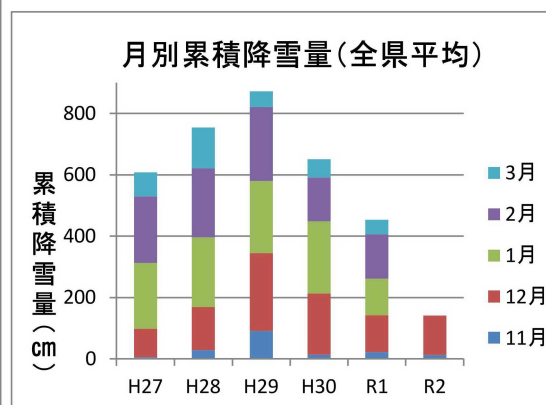
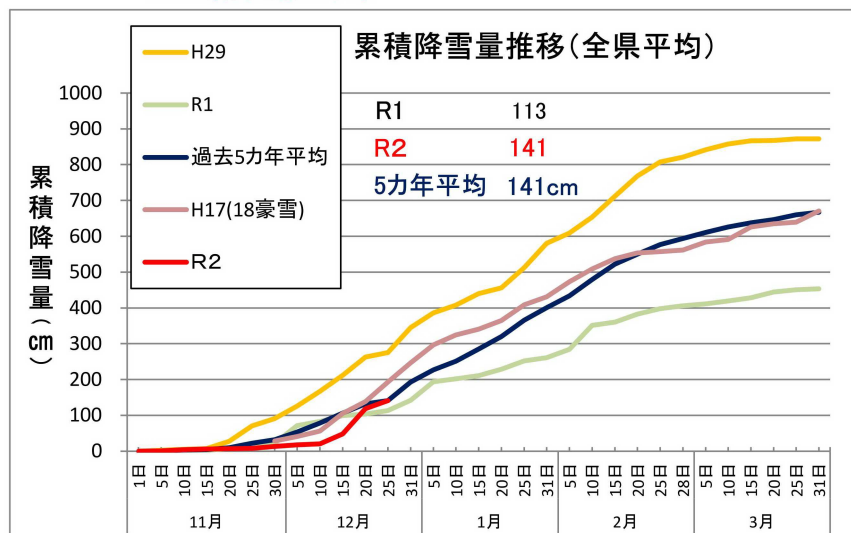
令和2年12月25日午前8:00現在

道路課

凡例



※49観測地点の平均



除排雪の安全対策の徹底について

令和 2 年 1 2 月 2 5 日
生 活 環 境 部

1 雪による人的被害の状況（1 2 月 2 4 日現在）

死者 3 名、負傷者 4 8 名（重傷 2 7 名、軽傷 2 1 名）

※前年同時期 死者 1 名、負傷者 2 名（重傷 2 名）

（死亡事故の状況）

- ・ 12/19 由利本荘市 男性（8 0 歳代） 除雪機の下敷きになったもの
- ・ 12/20 湯沢市 男性（7 0 歳代） 屋根の雪下ろし作業中に転落したもの
- ・ 12/21 横手市 女性（2 0 歳代） 軒下で除雪作業中に落雪に遭ったもの

2 事故防止への注意喚起

1 2 月 2 1 日、市町村、包括連携協定締結企業、地域振興局に対し、除排雪作業中の事故防止への注意喚起について、改めて協力を要請するとともに、各報道機関に対し、安全対策の徹底に関する県民への呼びかけを依頼。

【安全対策のポイント】

- 作業は 2 人以上で行うこと
やむを得ず 1 人で行う場合は、家族や近所の方に声をかけてから行うこと
- ヘルメット・命綱・安全帯を装着すること
- 「はしご」はしっかり固定すること
- 屋根の雪のゆるみ(落雪)に注意すること
- 除雪機による作業中は、転倒や周囲の安全確認に注意し、回転部の作業はエンジンを止めてから行うこと

3 各部局への依頼

気象庁の予報では、東北の日本海側で、年末から 1 月の前半にかけて、かなりの降雪量が見込まれていることから、関係機関・団体等に対し、安全対策の徹底について注意喚起するとともに、主催する会議や行事等、あらゆる機会をとらえ、事故防止の呼びかけをお願いします。

転落 転倒 落雪



除排雪 一人でしない やらせない

除排雪中の事故に注意

秋田県では、過去10年間※の除排雪中の事故で1,414人が死傷しています。

※平成22～令和元年度の10年間(秋田県調べ)



除排雪作業は1人で行わず、
誘い合って**2人以上**で行いましょう。
やむを得ず1人で作業を行う場合は、家族や
近所の方に**声をかけてから**行いましょう。

秋田県内での
過去10年間※における
除排雪中の事故
による死傷者数

1,414人

除排雪中の事故原因の割合

屋根・はしご
からの転落

約**57%**



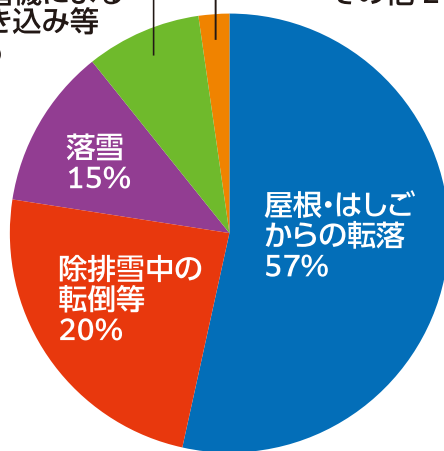
65歳以上
の割合

約**56%**



除雪機による
巻き込み等
6%

その他 2%



※平成22～令和元年度の10年間(秋田県調べ)

高齢者による雪下ろし・除排雪中の事故が増えています。
作業は危険と隣り合わせという意識を持って、安全対策を徹底しましょう。

安全対策のポイント

- ① 無理はしない。作業中はこまめに休憩を！
- ② ふたり以上で作業を！
・やむを得ず1人で作業を行う場合は、
家族や近所の方に声をかけてから行いましょう。
- ③ 適切な服装で！
・防寒着：着ぶくれを避け、薄手で防水性のあるもの
・手袋：靴：すべりにくく、防水性・防寒性のあるもの
- ④ ヘルメット・命綱・安全帯※の装着を！
※フルハーネス型をおすすめします。
- ⑤ 「はしご」はしっかり固定！
- ⑥ 屋根の雪のゆるみ(落雪)に注意！
- ⑦ 除雪機利用中の事故に注意を！
・回転部の作業はエンジンを止めてから
・作業中の転倒注意と周囲の安全確認を



新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 に つ い て

令和2年12月25日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■ 感染拡大防止に向けたお願い

1 開始期間

令和2年12月25日（金）から

2 対象区域

秋田県全域

3 内容

（1）県外との往来

- 都道府県をまたぐ移動については、新規感染者数の増加が継続・高止まりしている首都圏、中京圏、関西圏との往来は、できるだけ避けるようお願いします。その他の地域との往来については、訪問先の感染状況等に注意しながら、慎重に判断していただくようお願いします。
- 混雑（時期・場所）を避け、人と人との間隔を確保するようお願いします。
- 訪問した場合は、感染防止策がとられていない店舗の利用や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる「三密」の場での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。
- 政府が推奨する「新しい旅のエチケット」を参照の上、「会食時を含めたマスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を実施するとともに、「接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

- 出発前・帰県後に発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じたときは無理に外出せず、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いいたします。

また、帰県後は、周辺の方々との接触には十分留意するとともに、例えば、2週間の行動歴を記録するなど感染拡大リスクを最小限にするための取組をお願いいたします。

(2) 基本的な感染対策の実施

- 今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、長丁場で感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、三密を避けるようにし、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底をお願いいたします。
- 日常生活や職場のほか、忘年会など年末年始に増える飲酒や会食の機会において、「感染リスクが高まる5つの場面」に気をつけて行動されるようお願いいたします。
- 飲酒の有無や昼夜にかかわらず食事の場で感染が発生していることに留意し感染に気を付け、長時間にわたる飲食や集まりは避ける。
- 飲食の際は会話を控え、会話をするときはマスクを着用し大声を出さないなど十分注意をお願いいたします。特に普段接していない方との会食には注意する。
- 発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いいたします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



■ 感染拡大防止に向けたお願い

(3) 冬期間における感染防止策の実施

- できる限り頻繁に手洗いをお願いします。
- 咳をする場合は、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにするとともに、室内の換気にも気をつけるようお願いいたします（冬期間の換気等については、次のポイントに留意されるようお願いいたします。）。
- 不特定多数が集まる施設では、ファンヒーターなど温風の吹き出し口の側に立って会話をしないようお願いいたします。

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を



■ 感染拡大防止に向けたお願い

（４）各施設における感染防止策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙１】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いします。
- 「感染リスクが高まる『５つの場面』」が施設の中で具体的にどこにあるかをチェックしながら、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の徹底をお願いします（内閣官房【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。
- 施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにＬＩＮＥでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「50770」を検索）。
- 接触確認アプリ（COCOA）や「秋田県版新型コロナ安心システム」のQRコードを入口に掲示し、場内アナウンスで登録を呼びかけるなど、来場者への利用促進にご協力をお願いします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（５）イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次により開催するようお願いいたします。なお、開催に当たっては、別紙６～８の内容にご留意願います。
- 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等について、別紙４に該当するものについては、開催が可能であることに留意されるようお願いいたします。
- 初詣については、別紙５に記載された事項に留意されるようお願いいたします。
- 全国的な人の移動を伴うイベント（主に観客等の他都道府県からの往来が想定されるもの（選手や出演者等は除く。））又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を主催される方は、県への事前相談をお願いいたします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「51207」を検索）。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

＜イベント・行事等の参加人数の上限等：2月末まで＞

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されていないもの	
	5,000人以下	5,001人～10,000人	10,000人超	入退場時や区域内の適切な行動確保が可能	入退場時や区域内の適切な行動確保が困難
・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの（注1） クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、地域の行事等	収容定員	5,000人	50%	密が発生しない 程度の間隔 （最低限人と人が接触しない程度の間隔）	十分な 人と人との 間隔 （1m） ※全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に判断。ただし、別紙4に記載された条件が全て担保されるものについては開催可能。 ※地域の行事など、参加者がおおよそ把握できるものについては、感染防止対策を徹底した上で実施可能。 ※初詣については、別紙5に記載された事項に留意。
・ 大声での歓声・声援等が想定されるもの（注1） ・ 食事を伴うもの（注2） ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント、地域の行事、結婚披露宴や葬儀での会食等	50% ※個人又は5人以内のグループの間に1席以上空席を設ける。ただし、5人以内のグループ内では空席を設けなくともよい（この場合50%を上回ることも可だが、上記人数を上限とする。）。 【イメージ：●人、×空席】 ・個人の場合 [●×●×●×●] ・5人以内のグループの場合 [●●×●●●●×●]			十分な 人と人との 間隔 （1m）	

（注1）別紙2「イベント開催時の必要な感染防止策」の実施が前提。なお、実施できない場合は、屋内は5,000人又は収容定員の50%のどちらか小さい方が上限。屋外は5,000人を上限とし、十分な間隔（できれば2m）を確保。

（注2）飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とするイベントについては、別紙3に記載された条件が全て担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱う。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（６）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- 感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

（７）誹謗中傷の禁止

- 感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやＳＮＳでの誹謗中傷や人物の特定は人権侵害に当たるほか、不安や恐怖心から受診や相談、疫学調査への協力をちゅうちょさせ、感染拡大のリスクを高めることにもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。

【別紙 1】

衛生対策・その他

（1）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

（2）基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策（2 / 2）

（2）基本的な感染防止等（続き）

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

（3）イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にするができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外の場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・ 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・ 利用する駅の分散
- ・ 混雑状況の周知・呼びかけ など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事すること（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

- 映画館（別紙3）
- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

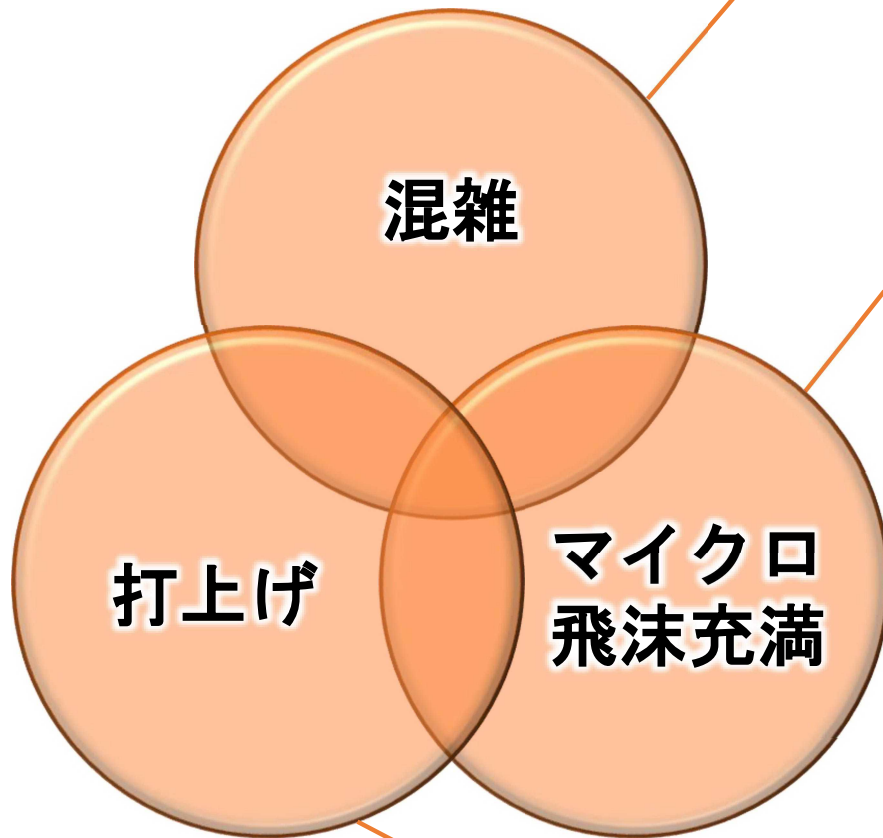
- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

- イベントが**大規模化**するにつれて、**混雑**、**マイクロ飛沫充満**、**打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い リスクが高まる場面



○想定される場面

密接・密集

接触・飛沫

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉

マイクロ飛沫

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関

※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路**を利用するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密

接触・飛沫・マイクロ飛沫

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等**に注意喚起
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**